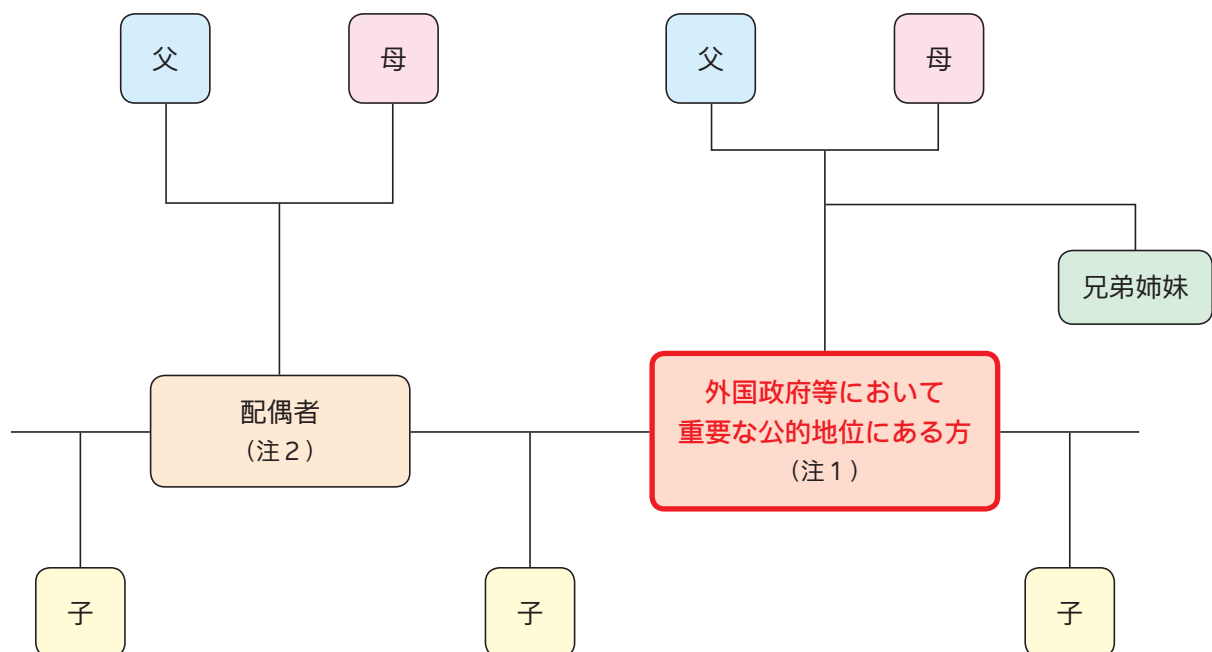


外国政府等において重要な 公的地位にある方等について

「外国政府等において重要な公的地位にある者」に該当する方または過去にこれらの者であった方（ご家族も含みます）とは、以下をいいます。

- 国家元首
- 我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣及び副大臣に相当する職
- 我が国における衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長に相当する職
- 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 我が国における特命全権大使・公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 我が国における統合幕僚長・幕僚副長、陸上幕僚長・幕僚副長、海上幕僚長・幕僚副長、航空幕僚長・幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決権を経るか又は承認を受けなければならない法人の役員

※外国政府等において重要な公的地位にある方のご家族の範囲は、下記の図をご覧ください。



注1：外国政府等において重要な公的地位にある方とは、かつてあった方も含みます。

注2：配偶者は内縁関係を含みます。ただし、外国政府等において重要な公的地位にある方が亡くなっている場合はこの限りではありません。